

令和 8 年 4 月 20 日

会員各位

日本体育大学桜華中学校・高等学校
桜育会長 井上 智子

令和 8 年度定期総会報告書

下記の通り令和 8 年度定期総会を開催しましたので、ご報告致します。

記

日時：令和 8 年 4 月 18 日（土） 12:00 ～

場所：日本体育大学桜華中学校・高等学校 選択室

日本体育大学桜華中校・高等学校会桜育会会則第 4 章第 11 条に基づき、本総は
成立いたしました。

その上で、別紙資料のと通りの議事を行ない、すべての議案につき承認頂きました。

以上

令和 8 年度

日本体育大学桜華中学校・高等学校

桜育会（同窓会） 総会資料

期日： 令和 8 年 4 月 18 日 (土)

時間： 12 時 00 分より

場所： 日本体育大学桜華中学校・高等学校 会議室

令和 8 年度

日本体育大学桜華中学校・高等学校 桜育会（同窓会）総会

次 第

1.

- (1) 令和 7 年度事業報告
- (2) 令和 7 年度決算報告
- (3) 令和 7 年度監査報告
- (4) 新役員承認
- (5) 令和 8 年度事業計画
- (6) 令和 8 年度予算
- (7) その他

令和7年度事業報告

1. 役員会・委員会・拡大委員会

令和7年4月19日

〃

8月2日

総会に向けての役員会
定期総会の実施

役員会・拡大委員会

保護者の会・桜会友（後援会）の方と委員研修

2. 学校行事参加

令和7年5月29日

9月21日

令和8年3月3日

体育祭に参列

文化祭に出店

卒業式に参列

3. 会報誌

令和8年3月24日

外部3団体合同号発行

4. 会長会

令和7年4月19日

5月20日

8月2日

1月13日

2月9日

3月7日

同窓会館にて

〃

〃

〃

〃

〃

※通信機器を使い随時連絡の取り合い

5. 保護者の会の支援（拡充支部大会参加）

令和7年9月20日

令和7年度 日本体育大学桜華中学校・高等学校 桜育会会計 決算書

(単位：円)

収入の部				
科 目	予算額	決算額	増・減額	摘 要
1. 前年度繰越金	6,657,740	6,657,740	0	
2. 入会金	2,440,000	2,160,000	280,000	@20,000円×108人 新入会員
3. 寄付金	10,000	0	10,000	
4. 同窓会館使用料	0	0	0	バレーボール部
5. 同窓会参加費	0	0		
6. 雑収入	1,000	11,050	△ 10,050	預金利息
7. 前年度未収入金	0	0	0	
8. 期末未収入金	0	△ 2,160,000	2,160,000	
収入額合計	9,108,740	6,668,790	2,439,950	

支出の部				
科 目	予算額	決算額	予算残額	摘 要
1. 庶務費	180,000	114,120	65,880	
①会議・事務費	100,000	31,550	68,450	打ち合わせ経費 他
②通信運搬費	80,000	82,570	△ 2,570	
2. 事業費	2,600,000	445,883	2,154,117	
①総会・役員会関係費	100,000	94,352	5,648	
②同窓会運営費	0	0	0	
③会報等発行費	100,000	31,680	68,320	
④特別支援金	2,400,000	319,851	2,080,149	学校支援活動費
3. 同窓会館維持管理費	900,000	316,355	583,645	
①固定資産税	100,000	94,300	5,700	
②委託費	500,000	58,960	441,040	
③光熱水費	150,000	139,095	10,905	
④備品・用品費	100,000	0	100,000	
⑤消耗品費	50,000	24,000	26,000	
4. 雑費	50,000	0	50,000	
5. 予備費	0		0	
6. 前年度未払金	1,765	1,765	0	前年度同窓会館電気代3月分
7. 未払金	0	△ 24,000	24,000	消耗品代
8. 次年度繰越金	5,376,975	5,814,667	△ 437,692	
支出額合計	9,108,740	6,668,790	2,439,950	

令和7年度決算について、上記のとおり報告いたします。

令和8年 4月 18日

日本体育大学桜華中学校・高等学校 桜育会

会長 井上 智子



会計 河上 涼音



<令和7年度 決算監査意見>

令和7年度決算について監査した結果、決算報告と一致していることを確認しました。

令和8年 4月 17日

会計監査

栗田 晶



令和7年度役員

会 長	井上 智子	
副会長	高橋 かおり	
〃	宮部 香里	
幹 事	高畑 ありさ	
書 記	若松 りな	・打川 千里
会 計	村田 由紀子	・河上 涼音
会計監査	栗田 晶	・宮澤 星花
顧 問	白川 勝紀	
〃	池上 貴章	
〃	桂田 泉	

令和 8 年度事業計画

1. 定期総会の実施
2. 外部三団体の協力体制構築
（保護者の会・桜友会【後援会】）
3. 教育活動・施設整備への支援
4. 母校の各種行事に参加
入卒式参列
体育祭参加
桜華祭参加
5. 同窓会開催
6. 会報誌発行
7. 役員会随時

令和7年度 日本体育大学桜華中学校・高等学校 桜育会会計 予算書

収入の部		(単位：円)	
科 目	予算額	前年度決算額	摘 要
1. 前年度繰越金	5,814,667	6,657,740	
2. 入会金	3,440,000	2,160,000	@20,000円×172人 新入会員
3. 寄付金	10,000	0	
4. 同窓会館使用料	0	0	
5. 同窓会参加費	0	0	
6. 雑収入	10,000	11,050	預金利息
7. 前年度未収入金	2,160,000	0	
8. 期末未収入金		△ 2,160,000	
収入額合計	11,434,667	6,668,790	

支出の部			
科 目	予算額	前年度決算額	摘 要
1. 庶務費	130,000	114,120	
①会議・事務費	100,000	31,550	会議用飲料代、交通費、消耗品代 他
②通信運搬費	30,000	82,570	郵送代
2. 事業費	2,600,000	445,883	
①総会・役員会関係費	100,000	94,352	
②同窓会運営費	0	0	
③会報等発行費	100,000	31,680	会報作成費、名簿作成費、印刷代、郵送代 他
④特別支援金	2,400,000	319,851	学校支援活動費 他
3. 同窓会館維持管理費	900,000	316,355	
①固定資産税	100,000	94,300	
②委託費（修繕含む）	500,000	58,960	ハウスクリーニング代、各所修繕費 他
③光熱水費	150,000	139,095	
④備品・用品費	100,000	0	
⑤消耗品費	50,000	24,000	
4. 雑費	50,000	0	
5. 予備費	50,000		
6. 前年度未払金	24,000	1,765	3月末払消耗品
7. 未払金	0	△ 24,000	
6. 次年度繰越金	5,376,975	5,814,667	
合 計	9,130,975	6,668,790	

日本体育大学桜華中学校・高等学校 桜育会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、日本体育大学桜華中学校・高等学校(以下「母校」という。)桜育会(以下「本会」という。)と称する。

2 本会は事務局を東京都東村山市富士見町2丁目6-101, 日本体育大学桜華中学校・高等学校同窓会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための各種行事の企画及び実施に関する事。
- (2) 母校の発展に寄与するための各種事業等への参加及び協力に関する事。
- (3) 同窓会館の管理及び運営に関する事。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な授業に関する事。

第3章 組 織

(会 員)

第4条 母校を卒業した者をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 書 記 若干名
- (5) 会 計 2名
- (6) 監 査 2名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員を選出は、役員会で推薦し、総会で承認を得るものとする。

- 2 役員任期は、いずれも2年とする。ただし、役員再任は妨げない。任期途中で欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 一つの役職の任期は原則2期4年間とする。総会で承認を得た場合は更に2年間できることとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。
- (3) 幹事 会務の企画及び運営を行う。
- (4) 書記 会務の記録及び庶務を行う。
- (5) 会計 本会の会計事務を行う。
- (6) 監査 本会の会計監査を行う。
- (7) 顧問 本会と母校の協力調整を行う

第8条

事務局員を1名置く

本会の事務を処理をするために、事務局長及び職員をおくことができる。

(2) 事務局長及び職員の任免は会長が行う。

第4章 会議

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、毎年度当初に定期開催する。ただし、役員会が必要と認めた場合、臨時に総会を開催することができる。

2 総会の議長は会長とする。

3 定期総会での主な議題は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告及び決算報告に関する事。
- (2) 事業計画及び予算に関する事。
- (3) 役員選出の承認に関する事。
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) その他、必要な事項。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

2 役員会は会長、副会長、幹事、書記、会計、監査、顧問をもって構成する。

3 役員会の主な議題は、次の各号に掲げるとおりとし、議長は会長が指名する。

- (1) 総会議案の作成に関する事。
- (2) 総会で議決された事項に関する事。
- (3) 本会の運営及び連絡調整に関する事。
- (4) その他、必要な事項。

4 役員の日当・交通費等は会議費として1回につき、自宅から会場までの公共交通機関の一番安いルートの往復分料金を支払う。支払い方法は、年度末に一括で役員各位口座に振り込

む。顧問・学校関係者は、含まない。

(議 決)

第11条 会議の議決は、出席会員(委任した会員を含む)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

第5章 会 計

(経 費)

第12条 本会の維持運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第13条 本会の会費は、終身会費として、卒業生にあつては卒業の際、在学生にあつては入会に際、それぞれ金貳萬円を納入する。但し、卒業生の会費徴収は母校に委託して行う。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 同窓会館

(名 義)

第15条 同窓会館の名義は桜育会会長とし、任期終了後は次期会長に名義変更する。

(使 用)

第16条 同窓会館に外部3団体の事務局を置く。

宿泊開放は行わない。

第7章 会則の改正及び雑則

(会則の改正)

第17条 本会則の改正は総会において、出席会員(委任した会員を含む)の3分の2以上の賛同を得て改正することが出来る。

(細 則)

第18条 本会の運営に関して、会長が必要と認めた場合は、役員承認を得て細則を設けることができる。

附 則

1. 本会則は、令和8年4月1日より施行する。
2. 本会則以前に制定された桜育会会則は、これを破棄する。